

地方自治法第74条第4項の規定に基づき、条例制定の請求代表者に意見を述べる機会を与えることに決定しましたので、同法施行令第98条の2第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年2月2日

小山町議会議長 込山 恒 広



記

- 1 日 時 平成22年2月4日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 小山町役場議場
- 3 事 件 名 議案第7号
(仮称) ミニボートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場) 建設計画に関する小山町住民投票条例について
- 4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の人数 3人
- 5 傍聴人数 29人